

岩手町・岩手町水道事業所に

建設関連業務委託契約競争入札参加資格を申請する方へ

1 資格要件について

- (1) 営業又は事業に関し法律上資格が必要とされる場合においては、その資格を有する者
- (2) 令和8年9月30日現在において営業又は事業年数が1年以上の者
- (3) 資格審査基準日の直前2年以内の事業（営業）年度において、競争入札に参加を希望する建設関連業務についての業務履行実績を有する者
- (4) 町税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に違反していない者

2 欠格要件

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 関係法令の規定による営業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖処分を現に受けている者
- (3) 岩手町暴力団排除条例（平成24年9月20日条例第14号）第2条第3号又は4号に掲げる者及び以下の者
 - ア 暴力団員（暴力団の構成員及び暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）
 - イ 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - ウ 法人その他の団体であって暴力団員がその役員となっているもの
 - エ 暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの（前号に該当するものを除く。）
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者など経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (5) 町営建設工事に係る指名停止等の措置要領（平成14年訓令第2号。以下「要領」という。）第2第1項第2号の規定により資格者認定を取り消され、その取り消された資格者認定の有効期間が経過していない者
- (6) 要領第2第1項第2号の規定により資格者認定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過していない者
- (7) 資格審査申請書の重要な事項について、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者

3 資格審査結果の通知

有資格者の名簿については、閲覧により公表します。なお、郵送による登録結果の通知は行いませんので、ご了承ください。

4 建設関連業務の種類と内容

岩手町及び岩手町水道事業所が発注する業務は次のとおりです。

業務の種類	業 務 内 容
測量	※ 1 測量一般 ※ 2 地図の調整 ※ 3 航空測量
建築関係コンサルタント業務	※ 1 建築一般 2 意匠 3 構造 4 暖冷房 5 衛生 6 電気 7 建築積算 8 機械設備積算 9 電気設備積算 10 調査 11 工事監理（建築） 12 工事監理（電気） 13 工事監理（機械） 14 耐震診断 15 地区計画及び地域計画
土木関係コンサルタント業務	1 河川・砂防及び海岸・海洋 2 港湾及び空港 3 電力土木 4 道路 5 鉄道 6 上水道及び工業用水道 7 下水道 8 農業土木 9 森林土木 10 水産土木 11 廃棄物 12 造園 13 都市計画及び地方計画 14 地質 15 土質及び基礎 16 鋼構造及びコンクリート 17 トンネル 18 施工計画・施工設備及び積算 19 建設環境 20 機械 21 電気電子 50 土地区画整理事業
地質調査業務	1 地質調査
補償関係コンサルタント業務	1 土地調査 2 土地評価 3 物件 4 機械工作物 5 営業補償・特殊補償 6 事業損失 7 補償関連 8 総合補償 ※ 9 不動産鑑定

※印の業務は、関係法令に基づく登録がないと申請できませんので、ご注意ください。

- (1)「測量」における「測量一般」、「地図の調整」及び「航空測量」を希望するためには、契約を締結する事務所について測量法第55条の登録が必要です。
- (2)「建築関係建設コンサルタント業務」における「建築一般」を希望するためには、契約を締結する事務所について建築士法第23条の登録が必要です。
- (3)「補償関係コンサルタント業務」における「不動産鑑定」を希望するためには、契約を締結する事務所について不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録が必要です。